

第2回多職種連携に係る事例検討会でいただいたご意見と
薩摩川内市からの回答

①身体介護のなかに、危険回避の予防・認知症予防目的の家事支援(調理等)が含まれるが、以前、生活3に置き換えるよう指導があった。薩摩川内市では、ケアプランをチェックする際、どのように判断しているのか。(根拠等)

<回答>

本市のケアプラン会議では、担当介護支援専門員、主任介護支援専門員、地域包括支援センター、保険者の4者でケアプランの確認、検討を行います。

そのなかで利用者の心身の状態、生活環境、介護力等の必要事項を担当介護支援専門員より聞き取り、情報を共有した上で、利用者が真に必要としているサービスであるか、またそのサービスが利用者にとって本当に自立支援に質するものであるか、効果的なサービスの組み合わせであるかといった視点で検討し、状況によっては必要と思われるサービスの提案も行いケアプランの確認を行っています。

また、現時点でサービスの見極めが難しいと思われるものに関しては、3か月から6か月程度の期間を設け、モニタリング、評価をしていただき担当介護支援専門員に判断をお願いしています。

今回のケースに関しては、詳細が不明ですので一概に回答することは難しいと思われま。ケアプラン等必要書類を確認の上、回答したいと考えますのでご連絡ください。

②髭剃りについて。薩摩川内市では、髭剃りをする道具についての規定はあるか?

<回答>

薩摩川内市独自の規定はありません。

根拠法令

理容師法第1条の2、第2条、第3条、第6条

理容師法は、理容の定義について「頭髮の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること」とし、これを業として行なうことができるものを理容師に限定しており、理容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、理容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容において使用する器具の取扱方法及び理容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である理容師試験に合格したものに与えられている。

顔そり等については、まさに「理容」行為に該当し、上述のとおり、理容に関する専門知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行なうことが可能なものとなっている。

したがって顔そり等を業として理容師以外の者が行なうことは、現行の理容師法に基づく理容師制度の存在意義を否定するものと等しいと考えられる。

顔そり等は理容行為に該当し、理容に関する専門知識、技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行なうことが可能なものとなっており、また身体が不自由などの理由により理容所に来ることができない方は、法令上出張理容の対象として位置づけられ、出張理容サービスを受けることが出来ることとなっている。そのため、美容師が顔そり等を行なうことを認めることは困難である。

なお、介護従事者であっても、かみそりによる顔そり等は認められていない。

引用：顔そり、髭剃りの規制緩和 09 厚生労働省 非予算（特区・地域再生最終）